

八溝材を使用した 木造新築住宅に 補助金が交付されます

町では、定住を基本とした住環境の整備と八溝材の需要拡大を図るため、町内に木材（八溝材）を使用した住宅を建てる方に対する補助金を交付しています。

●木造軸組工法又は木造丸太組工法により個人が建築する住宅であること。
○延床面積の2分の1以上を住居の用に供し、建築主又は親族が居住する住宅であること。
○木材使用材積のうち八溝材を60%以上使用すること。
○那須町に定住（住民登録）して

町では、定住を基本とした住環境の整備と八溝材の需要拡大を図るため、町内に木材（八溝材）を使用した住宅を建てる方に対する補助金を交付しています。

●木造軸組工法又は木造丸太組工法により個人が建築する住宅であること。
○延床面積の2分の1以上を住居の用に供し、建築主又は親族が居住する住宅であること。
○木材使用材積のうち八溝材を60%以上使用すること。

町では、定住を基本とした住環境の整備と八溝材の需要拡大を図るため、町内に木材（八溝材）を使用した住宅を建てる方に対する補助金を交付しています。

●木造軸組工法又は木造丸太組工法により個人が建築する住宅であること。
○延床面積の2分の1以上を住居の用に供し、建築主又は親族が居住する住宅であること。
○木材使用材積のうち八溝材を60%以上使用すること。

●八溝材購入金額の10%を補助します。ただし、補助の限度額は30万円とします。

●その他 住宅の完成前に申請手続きが必要になりますので、お早めにお問い合わせ下さい。

■問合せ 農林振興課林務畜産係 ☎(0287)6913

八溝山周辺の道の駅等を巡るスタンプラリーを開催します

八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会の事業として、圏域内の道の駅等を巡るスタンプラリーを開催します。

スタンプを集め一定の要件を満たした場合、参加道の駅等で利用できる商品券や特産品が当たります。

各地域の道の駅等を訪れて地域の魅力を発見しましょう。

■問合せ 大田原市農政課（スタンプラリー事務局） ☎0287-231-8708

積雪に備えて 除雪への協力のお願い

積雪期を迎えるため、除雪を円滑に進めるとともに安全な通行を確保するため、除雪への協力をよろしくお願いします。

▼除雪の実施体制

- ・道路の積雪状況や気象状況から判断し、積雪10センチメートルを基準に除雪車が出動します。
- ・町および事業者が所有する除雪車13台を使用し、町内事業者に委託して除雪を実施します。
- ・積雪状況を的確に把握し、委託事業者だけでは対応が困難であると判断した場合には、災害時事業者に協力要請を行い、除雪体制の強化を図ります。

▼除雪への協力のお願い

- ・除雪車は町内の広範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪を実施します。
- ・路上駐車は除雪の妨げになりますので、絶対にやめましょう。
- ・適正な樹木管理のお願い

 - ・私有地から道路に張り出した竹や木の枝に雪が積もると、重みで道路におおいかぶさり、通行や除雪作業の支障となる場合があり大変危険です。所有者は適正な維持管理をお願いします。

町では、平成24年度から看板（屋外広告物）の撤去、改修及び移設にかかる費用の一部を助成しています。

町の財産である素晴らしい「景観」をさらに守り育てていくために、ぜひ補助金を活用いただき良好な景観の形成に努めていただけますようお願いいたします。

▼実施期間

平成32年3月31日まで

▼補助対象

①広告板・塔、壁面広告物など
(看板などの簡易広告物を除く)

▼補助金の額等

- ①申請は所有者等、一者につき1回限り
- ②補助割合は事業費（諸経費等含む）の50～70%で、限度額50～70万円
- ③その他要綱に定めるもの

※複数の者による共同申請も可
■問合せ 建設課景観係 ☎(0287)6907

■看板改善の補助制度をご活用ください

②改善費用が諸経費等を除き、1基につき2万円以上のもの

③その他要綱に定めるもの